

## 「住民基本台帳事務処理要領改正」

大口善徳議員との緊密な連携により会員の要望を実現できました！

東京司法書士政治連盟 会長 大竹由美子



近藤徹幹事長

大口善徳衆議院議員  
(公明党司法書士制度  
推進議員懇話会代表)

要望いただいた  
置鮎佐和子会員

大竹由美子会長

詳細は次頁以降に

マイナンバー付住民票の写しの受領権限を保佐人・補助人にも付与！  
 ➡ 会員のためだけではない、国民の利益に資すること

5/24

会員から後見業務で要望あり！



大口善徳衆議院議員を通じて  
最高裁家庭局にヒアリング！



大口善徳衆議院議員を通じて  
総務省自治行政局にアドバイス・調整！



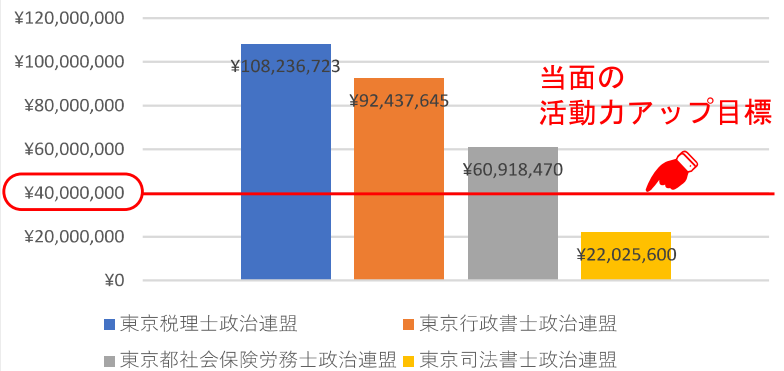
6/8

全国の自治体に要領の改正通知発信  
自治体での現場対応が異なるときでも、  
効力発生しています！ 由美子

制度を考えるあなたの声を  
政治連盟が議員に直接届けます！

R1は更なる納入率の差が！

東京の各士業政治団体総収入の比較 (R1)



本会・関連団体に代わって司法書士の声を議会に届けます  
 会費納入にご理解をお願いします！  
 すべては国民の権利擁護のために

年会費 12,000 円 (日額 33 円です！)

【振込口座】

三井住友銀行 (0009) 新宿通支店 (661)

普通預金 4137961 東京司法書士政治連盟

総行住第 80 号  
令和 3 年 6 月 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総務省自治行政局長  
( 公 印 省 略 )

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について (通知)

民法第 12 条に規定される保佐人、同法第 16 条に規定される補助人については、同法第 876 条の 4 又は第 876 条の 9 の規定により、裁判所の審判を経て、特定の法律行為について代理権が定められることから、その代理権の範囲内において適正な事務を担保することができると考えられ、このことを明確化するため、住民基本台帳事務処理要領(昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知)の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村(特別区を含む。)に周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正  
住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第 2 実施期日  
この通知は、通知の日から実施する。

【担当】  
総務省自治行政局住民制度課

大口善徳衆議院議員は、家庭裁判所の決定を行政の現場で尊重するようアドバイス、成年後見制度推進のためにどうあるべきか、保佐人・補助人推進のインフラ整備として、その担い手たる司法書士の要望を受け止めて、実現くださいました。

東京司法書士政治連盟 会長 大竹由美子

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表（令和3年6月8日実施）

（傍線の部分は改正部分）

旧（現行）	新（令和3年6月8日実施）
<p>第2 住民基本台帳</p> <p>2 住民票の記載等の手続</p> <p>(4) 住民票コードの記載の変更請求があった場合の処理</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 法定代理人による請求</p> <p>住民票コードの変更請求については、個人情報保護の観点からは、本人が自ら請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。この場合において、<u>戸籍謄本</u>その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係るア(イ)に掲げる書類により、法定代理人本人であることを確認する。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断により、<u>戸籍謄本</u>その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。</p> <p>オ（略）</p>	<p>第2 住民基本台帳</p> <p>2 住民票の記載等の手続</p> <p>(4) 住民票コードの記載の変更請求があった場合の処理</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 法定代理人等による請求</p> <p>住民票コードの変更請求については、個人情報保護の観点からは、本人が自ら請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人並びに<u>登記事項証明書の代理行為目録により当該請求の代理権を有していると認められる保佐人及び補助人</u>に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。この場合、<u>法定代理人については、戸籍謄本</u>その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係るア(イ)に掲げる書類により、法定代理人本人であることを確認する。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断により、<u>戸籍謄本</u>その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。<u>また、保佐人及び補助人については、登記事項証明書の代理行為目録により代理権が認められていることを確認するとともに、当該保佐人及び補助人に係るア(イ)に掲げる書類により、保佐人及び補助人本人であることを確認する。</u></p> <p>オ（略）</p>

<p>4 住民票の写し等の交付</p> <p>(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>①窓口における請求の場合</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア)～(オ)（略）</p> <p>(カ) 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る個人番号を記載した住民票の写し等の交付請求については、個人番号には、番号利用法第15条及び第19条において、提供の求めの制限、提供の制限等に係る規定が設けられていること等から、これらの規定に抵触するおそれがある場合は、個人番号の記載を省略した住民票の写しを交付することとともに本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求により、これらの者に対してのみ交付することが適当である。</p> <p>ただし、同一世帯の者以外の代理人であっても、<u>15歳未満の者の法定代理人又は成年後見人からの請求であって、(ウ)－Aにより、本人の法定代理人である旨を確認できた場合には、当該法定代理人に対して、交付して差し支えない。</u></p>	<p>4 住民票の写し等の交付</p> <p>(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>①窓口における請求の場合</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア)～(オ)（略）</p> <p>(カ) 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る個人番号を記載した住民票の写し等の交付請求については、個人番号には、番号利用法第15条及び第19条において、提供の求めの制限、提供の制限等に係る規定が設けられていること等から、これらの規定に抵触するおそれがある場合は、個人番号の記載を省略した住民票の写しを交付することとともに本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求により、これらの者に対してのみ交付することが適当である。</p> <p>ただし、同一世帯の者以外の代理人であっても、<u>以下のいずれかに該当する場合には、当該代理人に対して、交付して差し支えない。</u></p> <p>A <u>15歳未満の者の法定代理人又は成年後見人からの請求であって、(ウ)－Aにより、本人の法定代理人である旨を確認できた場合。</u></p> <p>B <u>保佐人又は補助人からの請求であって、登記事項証明書の代理行為目録により、個人番号を記載した住民票の写しの受領について代理権を有していると認められる場合。</u></p> <p>例えば、代理行為目録に、住民票の写し及び個人番号関連書類の受領が定められている場合や、住民票の写しの受領のみ定められているが、個人番号を記載した住民票の写しを利用する行為（預貯金の新規口座開設など）が代理行為目録に定められている場合などが考えられ</p>
---	---

なお、上記以外の代理人（法定代理人、任意代理人の別を問わない。）であっても、(ウ)により、代理権限を有することが確認できる書類を付して請求を行うことができる。この場合、個人番号の性格に鑑み、代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所あてに郵便等により送付する方法が適当である。

(2)～(5) (略)

## 第5 その他

### 5 本人確認情報の開示、訂正等

#### (1) 本人確認情報の開示

ア～オ (略)

カ 本人確認情報の開示請求については、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるので、本人自らが請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。その場合の取扱いは、第2-2-(4)一エに準じて取り扱う。

る。

なお、上記以外の代理人（法定代理人、任意代理人の別を問わない。）であっても、(ウ)により、代理権限を有することが確認できる書類を付して請求を行うことができるが、この場合、個人番号の性格に鑑み、代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所あてに郵便等により送付する方法が適当である。

(2)～(5) (略)

## 第5 その他

### 5 本人確認情報の開示、訂正等

#### (1) 本人確認情報の開示

ア～オ (略)

カ 本人確認情報の開示請求については、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるので、本人自らが請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人、登記事項証明書の代理行為目録により当該請求の代理権を有していると認められる保佐人及び補助人に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。その場合の取扱いは、第2-2-(4)一エに準じて取り扱う。